

## 社会福祉法人大仙市社会福祉協議会役員報酬に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大仙市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬等について定めるものとする。

### (役 員)

第2条 この規程における役員とは、本会の定款第18条第2項に規定する会長をいう。

### (報 酬)

第3条 会長の報酬の額は、次のとおりとする。

月額 30,000円

### (報酬の支払い)

第4条 報酬は、職員給与支払日と同日に、会長が指定する本人の金融機関口座への振込をもって支払うものとする。

### (公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補 足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。